

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A（現：A会社）に採用され、平成〇年〇月、同社B局から同社C局（以下「会社」という。）に異動となり、配達業務等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から胃痛と不眠が続き、精神的に不安定な状態となったという。

請求人は、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「うつ病」と診断されたという。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「傷病名は、思考抑制、意欲の低下、悲哀感、不眠、食欲の低下、焦燥感、不安、希死念慮等の症状から『うつ病』であり、発病の時期は、初診日である平成〇年〇月〇日の2か月前から症状が発生していることから、同年〇月頃である。」旨述べている。F医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「傷病名は、Dクリニックの初診時の症状から、ICD-10診断ガイドラインの『F32 うつ病エピソード』であり、発病時期は、請求人によれば平成〇年〇月頃に発病したと述べていることから、同時期に発病したと判断することが妥当である。」旨述べている。

当審査会としても、傷病名と発病の時期について両医師の意見が一致していること及び請求人の症状の経過等に照らし、同年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以

下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事及び極度の長時間労働は認められない。そこで、「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日付け申立書において、「業務に関連し、違法行為を強要された(平成〇年〇月頃)」、「達成困難なノルマが課された(平成〇年〇月頃)」、「ノルマが達成できなかった(平成〇年〇月頃)」、「上司が不在になることにより、その代行を任された(平成〇年〇月頃)」、「仕事内容・仕事の変化を生じさせる出来事があった(同時期)」、「勤務形態に変化があった(同時期)」、「仕事のペース、活動の変化があった(同時期)」、「退職を強要された(同時期)」、「配置転換があった(同時期)」、「転勤をした(同時期)」、「複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった(同時期)」、「嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた(同時期)」、「上司とのトラブルがあった(同時期)」及び「同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された(平成〇年〇月頃)」等の出来事を挙げている。これらのうち、発病前6か月間における出来事は「同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された」のみであり、その余の出来事は、発病前おおむね6か月間より前あるいは発病後の出来事であり、心理的負荷の評価の対象とはならない。

心理的負荷の評価の対象となる出来事である「同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された」(平均的な心理的負荷の強度は「I」)と主張する内容は、請求人の部下であったG主任が、総務主任登用試験に合格し、平成〇年〇月から総務主任となり請求人を指導する立場になったというものである。その時の請求人の反応等について、G主任は、請求人から「上なんだから何でもせんば。」と言われた以外は特に反応はなく、心理的ショックは余りなかったのではないかと思う旨申述している。なお、H総務課長によると、総務主任登用試験は、俸給や勤続年数等の一定の資格があれば誰でも申し込むことができるが、請求人は第1段階の書類選考で外れたため受験できなかったのだと思う旨述べている。

認定基準別表1によると、上記出来事の平均的な心理的負荷の強度は「I」であり、請求人にとっては、恒常的長時間労働はなく、その他心理的負荷の強度を修正しなければならない状況も認められず、また、上記のG主任の申述から請求人の精神的ショックは余りなかったものと認められることから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、当該出来事

の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(4) 以上のことからすると、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) なお、請求人は、本件再審査請求の審査に当たっては、請求人が求める証人からの証言や労働組合と会社間の交渉の記録を得た上で、判断をするよう主張しているが、上記(3)のとおり、請求人が精神障害の発病に関与したと主張する業務における出来事は、そのほとんどが心理的負荷の評価の対象とはならない発病前おおむね6か月間より前あるいは発病後の出来事であり、心理的負荷の評価の対象となる出来事は「同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された」のみであることに照らすと、本件の争点の審理につき、請求人が求める証人からの聴取その他の事実関係の調査が必要であるとは認められない。

また、請求人の本件公開審理におけるその余の主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。